

13 防災機能を有する森林の適正な管理や農地の保全の推進に関する提案

我が国の林業・農業は、住宅等に必要な木材や新鮮で安全安心な農産物を提供しているだけでなく、その基盤である森林や農地は、国土を保全し、水源を涵養するなど私たちの生命を守る防災の機能も有している。そして近年、大規模な豪雨災害や地震などの自然災害が頻発している中、森林や農地の有する土砂災害防止や洪水緩和といった防災・減災の機能の重要性が一層高まっている。

我が国の森林は、戦後造林されたスギ・ヒノキをはじめとした人工林が本格的な利用期を迎え、豊富な森林資源の利活用を進めることが課題となっている。こうした中、ウッドショックを契機に、国産材を積極的に利用していこうという動きがでてきている。この機を逃すことなく、国や地方公共団体による国産材の利用を推進する取組をさらに加速させるとともに、主伐後の再造林等の森林の適正な管理を進めることで、森林の有する土砂災害防止の機能の維持・向上につなげていかなければならない。

また、農地やため池、農業用水路は、洪水防止などの防災機能を有している。このうち、住宅等が密集する都市の中にある農地は、貴重な緑として潤いや安らぎをもたらすなど多面的な機能を有しているが、災害発生時には、避難等のためのオープンスペースとなるほか、農地に整備された農業用井戸が飲料水等を提供し、ビニールハウスが雨露を防ぐ施設となる等の役割を担っている。国においては、都市農地の保全に向け、法改正などを進めてきたが、都市農地は相続を契機として減少を続けており、さらなる対策の強化が必要である。また、都市周辺の農地についても、防災機能など多面的な機能を有しており、相続を契機とした農地の減少を防ぐための取組が求められている。

については、防災機能を有する森林の適正な管理や農地の保全を推進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 森林の適正な管理の推進

(1) 木材利用の推進

国は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を令和3年10月に施行し、建築物における木材利用を進めているが、一方で、我が国の利用期を迎えた森林資源は年々増加しており、土砂災害防止や洪水緩和など公益的な機能が十分に発揮されない森林も見受けられる。森林が有する機能を維持していくため、森林循環の促進に向け、国産木材の利用を一層推進されたい。

① 国産木材の利用拡大に向けた取組強化

国がリーダーシップをとって、国産木材を活用した街づくりや展示商談会の積極的な開催支援など、国産木材の利用拡大に向けた取組を強化すること。

② 民間非住宅建築物の木造化・木質化の推進

低層かつ小規模建築を含む非住宅木造建築の推進に向けて、品質や性能が明確なJAS製材品の活用に対する支援のほか、中小製材業者がJAS認証に取り組みやすい環境整備や財政的な支援を行うこと。

また、CLTや集成材等の中高層建築物等への活用が進むよう、設計や施工技術の確立などの取組を進めるとともに、木材利用の要件緩和に向けた検討や加工供給体制等への支援を充実すること。

加えて、非住宅木造建築物の設計・提案・施工が可能な建築士等を増加させるため、国が主体となった人材育成を行うとともに、地方公共団体が実施する講習会等に対する支援を拡充すること。

③ 木堀の普及

木堀の普及に向け、民間事業者や地方公共団体が行う、木堀の設置に対する支援を継続的に実施すること。また、木堀の耐久性向上やコスト軽減等に係る試験研究・技術開発を推進するとともに、その成果を広く発信すること。

④ 公共施設建築物の木造化・木質化の推進

公共建築物の木造化・木質化を推進するために必要な予算を確保すること。また、複数年度にわたる整備を対象とする要件緩和や補助率の引き上げ、補助対象の拡充といった既存事業の見直しや、地域の実情に応じた新たな支援制度の創設など、地方公共団体等に対する支援の拡充を図ること。

(2) 主伐・再造林の推進

我が国の森林の約4割に相当する1,020万haは人工林であり、終戦直後から高度経済成長期に造林されたものが多く、その半数が50年生を超え本格的な利用期を迎えていることから、森林の循環利用や森林の防災機能を将来にわたって維持していくため、若い森林への更新を加速する必要がある。一方、国の造林補助制度を活用する際、都道府県は一定（査定係数が170の場合は17%）の義務嵩上げが必要となっており、財政負担の増嵩が見込まれるところである。現在、森林整備事業の地方負担分に係る起債特例が講じられているものの、令和3年度の実態調査では、当該起債特例を利用している都道府県は3分の1程度となっているため、起債特例の利用が進むよう制度改正を行われたい。

① 森林整備に関する地方負担の軽減

森林の適正な管理の推進により、森林の防災機能をはじめとした公益的機能の持続的な発揮等に向け、今後増大する再造林を加速化するため、起債特例の見直しを行い、森林整備に関する地方負担の軽減を図ること。

2 農地の保全の推進

国は、都市農地の保全に向け、相続税納税猶予制度の見直しを行ったが、農業経営上不可欠な集出荷施設、農機具倉庫などは相続税納税猶予制度の適用を受けないことから高額な相続税が課され、農家が都市農地を手放す大きな原因となっている。

また、市街化調整区域内にあり、かつ「市民農園整備促進法」又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づき開設された市民農園は、都市住民のニーズが高いものの、相続税納税猶予制度の適用を受けないため、今後、相続等が発生した場合、多くの市民農園が閉園し、農地の減少が懸念される。

こうしたことから、都市農地等に係る相続税納税猶予制度について、農地の防災機能等の維持・向上に向けた制度改正を行われたい。

(1) 都市農地の保全に向けた相続税納税猶予制度の適用拡大

都市農地の保全に向けて、相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営上不可欠な集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等や、市民農園に付属する休憩所やトイレなどの農業用施設用地、屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。

(2) 市街化調整区域内にある市民農園への相続税納税猶予制度の適用

市街化調整区域内において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合、相続税納税猶予制度の対象とすること。